



Title	第三報告 交通事故紛争処理センターと第二東京弁護士会仲裁センター
Author(s)	山口, 修司
Citation	北大法学論集, 42(4), 97-105
Issue Date	1992-03-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16841
Type	bulletin (article)
File Information	42(4)_p97-105.pdf



[Instructions for use](#)

交通事故紛争処理センターと 第二東京弁護士会仲裁センター

山口 修司

一 身近な紛争処理機関

わが国の紛争処理機関の中心はいうまでもなく裁判所であるが、裁判所の手続は民事訴訟法によって厳格に定められているため、一般人には理解し難く、相当の時間を要し、弁護士費用等のコストもかかるため敬遠されがちである。このため、何らかの法律紛争が発生すると一般人は直ちに裁判所に訴訟を提起することなく、何らかの裁判外交渉によって紛争の解決を図ろうとする。このときに、身近にアクセス容易な紛争処理機関が存在しないと紛争がいつまでも解決

せずに中ぶらりんの状態となったり、当事者が解決を急いで違法な方法をとったりすることが起こり得る。このような事態は、健全な社会活動の支障となるので避けなければならない。このような問題意識のもとに設立された紛争処理機関として交通事故紛争処理センターと第二東京弁護士会の仲裁センターにスポットをあてて、その特色を裁判所との比較において明らかにするとともに、その問題点をさぐっていききたいと思う。

二 裁判外紛争処理機関の特色

裁判外紛争処理機関の特色と裁判所との比較において明らかにするにあたって、どのような点に注目すべきであろうか。

まず第一点は、裁判外紛争処理機関のあつかう処理案件の特定性である。いうまでもなく裁判所はあらゆる法的紛争の解決に利用できる。しかしながら、裁判所を補完する裁判外紛争処理機関は必ずしもすべての法的紛争をとりあげる必要はない。すなわち、裁判外紛争処理機関は、特別の法分野の紛争のみを扱う専門店方式と裁判所と同様にすべての法分野の紛争を扱うよろず屋方式に分類できるのである。

第二点は、その裁判外紛争処理機関のアクセス容易性である。このアクセス容易性は、費用面のアクセス容易性と立地面のアクセス容易性との両面がある。

第三点は、手続の簡易性迅速性である。裁判所の手続が複雑で、時間を要することが、国民の裁判所離れの最大の理由とすれば、この手続の簡易性迅速性が裁判外紛争処理機関に最も求められている要素といえよう。

第四点は、手続の信頼性である。いかに手続が簡易迅速でも不公平であっては誰も利用しようとはしない。裁判所は公平性という点からすれば最もすぐれた機関であるが、裁判外紛争処理機関も何か客観的にその公平性を確保するシス

テムが必要である。

第五点は、裁判の拘束性である。いくら手続が安価で簡易迅速であっても、紛争処理機関の判断が全く当事者を拘束しないものであれば紛争の最終的解決は不可能である。そこで裁判外紛争処理機関は何らかの方法でこの判断の拘束性を担保しなければならないのである。

以上の五点はいかなる裁判外紛争処理機関の分析にも有用な視点であるが、今回は、先に述べた専門店方式の交通事故紛争処理センターとよろず屋方式の第二東京弁護士会仲裁センターについて述べることにする。

三 交通事故紛争処理センター

1 設立の沿革と構成

昭和四〇年代後半から交通事故が増加し、昭和四五年には死傷者が九万七、八六一人に達し社会問題化するに至った。これに伴って交通事故による損害賠償請求の紛争が増加したため、昭和四九年損保協会の拠出金を運営費とする「交通事故裁定委員会」が発足し、それが昭和五三年「交通事故紛争処理センター」として財団法人化された。交通事故紛争処理センターは、交通事故の関係者の利益の公正な保護を図るため、交通事故に関する紛争の適正な処理に資する活動を行うが、具体的には、交通事故に関する弁護士による無償法律相談、弁護士による和解の無償斡旋、紛争解決のための審査等を行っている。

交通事故紛争処理センターは、東京に本部を置き、全国の各高裁所在地七カ所に支部が存在し、紛争処理サービスを行っている。

2 手 続

交通事故紛争処理センターの行う業務は、前述のように、交通事故紛争に関する相談、和解斡旋と審査である。その意味で完全な専門店方式の裁判外紛争処理機関である。

相談は、嘱託弁護士による通常の交通事故相談であるが、相談の結果相談者が希望すれば、嘱託弁護士は和解の斡旋を行う。和解の斡旋を行う嘱託弁護士は、被害者と加害者に中立の立場で示談斡旋をする。しかし、加害者側が保険会社の担当者である場合には、被害者側に法的アドバイスをするなどして実質的公平を図るよう努力する。そして、嘱託弁護士は、当事者双方の言い分を聞いた上で裁判基準に基づいて損害額を算定する。

斡旋で和解が成立しなかった場合は、当事者が希望すれば審査を行う。審査は三人の審査員で構成される審査会によって行われる。審査会の裁定は、損保協会と交通事故紛争処理センターとの申し合わせで、保険会社によって尊重遵守されることとなっている。しかし、被害者又は加害者は裁定に拘束されないので、裁定に不服があれば、その他の解決方法を考えるしかない。

3 特 色

交通事故紛争処理センターへ相談あるいは和解の斡旋の申立を行うにも書面を全く必要とせず(手続の簡易性)、手続も当事者からの事情聴取が中心で(手続の任意性)、素人にも利用しやすいものになっている。しかも紛争処理センターの手続自体は一切無償であるから(手続の無償性)、少額事件についても公平妥当な解決が図られる。

前述のように、紛争処理センターの裁定は保険会社によって尊重遵守されることとなっているので、手続の片面的拘束性ゆえに、被害者側に気軽に利用できるのである。しかしその反面、その片面性ゆえに最終的解決が長引くというこ

とが起り得るのである。

また、紛争処理センターは損保協会の寄付によって運営されている点が公平性という観点からは問題であるが、理事、審査員、嘱託弁護士の選任にあたり、中立性堅持のための注意をはらっており、むしろ保険会社側から損害額の裁定が高額にすぎるとか、紛争処理センターが被害者側に有利な和解の斡旋をしがちであるとの批判もあるくらいである。それから考えうるに、紛争処理センターの公平性維持の努力は、成功していると言えるのではないかと思われる。

4 問題点

紛争処理センターは斡旋に入れば通常二〜五回程度でほとんど示談が成立している。その意味で手続の迅速性という意味から評価されていたところであるが、紛争処理センターの社会的評価が高まり、一般に定着してくるに従って、利用者が増加し、第一回期日の待時間あるいは期日間の日数がほぼ一カ月かかる場合も発生しており、徐々に裁判所の期間隔に近づいてきている。裁判外紛争処理機関の一特色である迅速性を失わないよう何らかの対策が求められるところである。また、紛争処理センターは、高裁所在地にしかないため、その他の地方の人には利用しにくいものとなっている点も今後の課題と考えられる。

四 第二東京弁護士会仲裁センター

1 設立の沿革

裁判所による紛争解決は、その手続が複雑で相当の時間を要し、また弁護士に依頼しなければ一般人が気軽に利用できるものでないので、いわゆる少額事件が法律家の手から離れていつてしまっている。このような法律紛争について弁

護士会あるいは弁護士が十分な法的サービスを提供してきたとも言えない。そこで、なんとかしてこのような少額事件について法律家による簡易公正迅速安価な手続によって解決する場所を設けようという問題意識のもとに設立されたのが第二東京弁護士会仲裁センターである。しかし、仲裁センターでは受付事件の紛争金額の上限を設けていないので、対象は必ずしも少額事件に限られていない。

2 仲裁人と仲裁書式

仲裁人は仲裁人候補者名簿に登録されている者から、当事者の意思に反しない限り、仲裁センターが選任する。

仲裁人候補者は、現在、元最高裁判事、元高裁長官、元高裁判事、東大教授、中大教授などを含め、入会一〇年以上の弁護士を加え合計二六名である。仲裁人候補者の質の高さは、十分に社会にアピールするものとなっている。

一方、申立書、答弁書等が素人にも書けるよう書式が常置してある上、法律相談を先行させ、法律相談カードで申立書の記載を代用させるなどの工夫がされている。

3 仲裁手続

申立には一応書面が要求されるが、形式にはこだわらず事情がわかる程度のものであれば受け付けられる。申立の趣旨についても、裁判所のように厳格ではなく、「相当の金額の支払いを求める。」程度でも受け付けられている。

申立が満たされると、仲裁人予定者が指名されるとともに相手方を呼び出す。このときに、仲裁について十分説明するとともに仲裁に合意するかどうかの回答書を送付する。

第一回仲裁期日では、仲裁の合意がなくても相手方が出頭する限り言い分を聞き示談の可能性をさぐる。審理は当事

者審尋中心であるが、その他の証拠調を行うこともある。一回で終結しなければ続行期日が定められる。和解が成立したときは、仲裁人が和解契約書を作成し立会人として署名する。執行が必要な場合を想定して、和解と同じ内容の仲裁判断書を作成することもある。

4 特色

仲裁申立はきわめて簡易な書面をもって行われ、証拠調も非公開の審尋中心で素人でも簡単に利用できるよう考慮されている(簡易性)。仲裁期日は申立から約二週間後に指定されており、大体二〜三回程度で終結している。その意味では裁判に比してきわめて短期間に紛争解決に至っていると見えよう(迅速性)。しかも、仲裁合意がある以上、仲裁判断は双方を拘束し上訴の可能性もない(判断の拘束性)。

また、費用については、申立時に一万円、各期日に各五千円、解決時に弁護士報酬規程に相当する金額を当事者で分担するという形になっており、弁護士に依頼し裁判所で争うよりは安価といえる(安価性)。しかし、双方当事者が弁護士を依頼した場合、仲裁センターの報酬は裁判における印紙代を上回るもので、当事者には負担となる。

なお、仲裁センターは、いかなる法的紛争も受け付けているので(よろず屋方式)、裁判になりにくい法的紛争を拾い上げるという作用が十分期待できる。

5 問題点

仲裁が行われるためには当事者の合意が必要であるが、相手方が同意しないときは手続を終結せざるを得ない。その場合は紛争が野放しの状態となってしまう。一九九〇年一二月現在申立件数一〇四件中仲裁の応諾があつたのは三五件

である。今後仲裁センターの社会的評価が定まるに従ってこの割合は増加すると予想されるが、やはり、相当数のケースが仲裁のテーブルにつくことなく仲裁センターの手から放れていくことは否めない。

なお、現在のところ、仲裁センターは第二東京弁護士会だけにしかないため、アクセスという点からは問題である。ただ第二東京弁護士会を見習い、大阪弁護士会が仲裁センターの設立準備中ということである。

五 総括

今回は、裁判外紛争処理機関の代表例として、専門店方式の交通事故紛争処理センターと、よろず屋方式の第二東京弁護士会仲裁センターの概要を説明したが、双方とも社会的な支持を得ており、特に交通事故紛争処理センターは相当程度定着しているといえよう。

このような裁判外紛争処理機関が社会に定着していくためには、裁判所がない特色である手続の簡易性、安価性、迅速性を確保するとともに、裁判所の手続に存在する紛争解決機関として求められる公正さと判断の拘束力をいかに確保していくかにかかっていると見えよう。交通事故紛争処理センターは、損保協会の財政的援助を受けながら、理事、審査員、嘱託弁護士の選任を慎重にして、手続の公平さを確保するとともに、損保協会との申し合わせという形式でその判断の片面的拘束性を確保している。第二東京弁護士会仲裁センターは、弁護士又は学識経験者を仲裁人候補者とするとともに手続内に忌避制度をとり込むことよって公平さを確保し（民法七九二条）仲裁合意によつて判断の拘束力を確保している（民訴法八〇〇条）。

このように、両紛争処理機関は制度的には、裁判所の補完的機能を持つだけの素地を持っているといえる。しかしながら、これらの紛争処理機関が定着していくためには、もう一つの要素として周知性が必要である。

交通事故紛争処理センターは、自動車保険のパンフレットにその概要の説明を入れて定着をはかっているということであるし、仲裁センターは、新聞記事になることによってその周知性を広めるとともに、東京近郊の市役所等にパンフレットを常置したりしているようである。

この二つの機関とも、社会に周知されることによって、実績を積み、裁判所の補完的紛争処理機関としてより一層の定着が期待される。